

【論 文】

## 公立学校の生徒の表現の自由と「親代わり」の法理

—Mahanoy Area School District v. B.L., 594 U.S. \_ (2021)を素材として—

井上 幸希

Yuki Inoue

キーワード 公立学校の生徒の表現の自由、「親代わり」の法理、合衆国憲法修正 1 条

本稿は、Mahanoy 判決において、法廷意見ならびに Alito 裁判官の同意意見と Thomas 裁判官の反対意見とでは、校外での生徒の言論に対する学校の規制権限の捉え方にどのような違いがあるのかについて、検討を行うものである。

### はじめに

本判決は、インターネットを通じて校外でなされた生徒の言論を学校が規制した場合、当該規制が生徒の合衆国憲法修正 1 条で保障された権利を侵害するか否かについて、連邦最高裁判所として初めて判断したものであり、注目すべきものである<sup>1</sup>。ただ、本判決において、法廷意見は、どのような場合が校外でなされた言論に該当するのかについて判断する明確な基準を示すことは避け、理由づけは異なるものの、学校がマハノイ・エリア・ハイスクールの生徒の合衆国憲法修正 1 条上の権利を侵害したと判断した第 3 巡回区連邦控訴裁判所の判断を支持した。一方で、本判決において反対意見を執筆した Thomas 裁判官は、学校が生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利を制限する根拠として、「親代わり」(*in loco parentis*) の法理に基づき、学校の生徒に対する言論規制の問題を解決することができるかと論じている。同裁判官が依拠した、「親代わり」の法理については、同意意見を執筆した Alito 裁判官が詳細に論じている。そこで、本稿においては、同じ理論に依拠しながらも、法廷意見ならびに Alito 裁判官の同意意見と Thomas 裁判官の反対意見とでは、校外での生徒の言論に対する学校の規制権限の捉え方にどのような違いがあるのかに焦点を当てて、検討を行うことにする。

### 1. Mahanoy 判決

#### 【事実の概要】

---

<sup>1</sup> 本判決の評釈として、福岡久美子「Mahanoy Area School District v. B.L., 594 U.S. \_, 141 S. Ct. 2038 (2021)—公立学校が生徒の校外における SNS 投稿を理由に下した処分が、合衆国憲法第 1 修正に違反すると判断された事例」日米法学会刊『アメリカ法』[2022-1] (2022) 123 頁、大林啓吾「生徒が学校外で SNS を使って学校や部活動を冒涇する投稿をしたことに対し、学校が 1 年間部活動を停止する処分を行うことは表現の自由を侵害するとされた事例：マハノイ判決」判例時報 2494 号 (2021 年) 104 頁などを参照。また、本判決を含めて、生徒の表現の自由をめぐる判例について論じたものとして、宮原均「生徒の表現の自由とインターネットを中心とする校外言論の規制—アメリカにおける判例法理の傾向」東洋法学 65 巻 2 号 (2021 年) 1 頁、ローラーミカ「公立学校生徒の言論の自由をめぐるアメリカ連邦最高裁判決—学校の規制権限と修正第 1 条」国立国会図書館 851 号 (2021 年) 1 頁などがある。

B.L. は、ペンシルベニア州マハノイ・シティの公立学校、マハノイ・エリア・ハイスクールの生徒であった。1年生の終わりに、B.L. はチアリーディングの学校代表チームに入ることと、学校外のソフトボールチームの右翼手になることを希望していたが、チアリーディング・チームのコーチから、二軍のチアリーディング・チームに入ることを提案された。その後、週末に地元のコンビニエンスストアを訪れた B.L. は、スマートフォンを使って、一定時間が経過すると消えてしまう写真や動画を投稿できるソーシャルメディアアプリ「Snapchat」に2枚の写真を投稿した。B.L. が投稿した画像のうち1枚は、B.L. と友人が中指を立てているもので、「くそ学校くそソフトボールくそチアくそ全部 (Fuck school fuck softball fuck cheer fuck everything)」というキャプションが添えられていた。このメッセージは、24 時間、約 250 人の Snapchat 上の友人のみ閲覧可能であり、B.L. の Snapchat を見た学校の友人のうち少なくとも一人が、B.L. の投稿を写真に撮り、チアリーディング・チームの他のメンバーと画像を共有したことを契機に画像が拡散していった。これらの投稿を知った学校関係者は、B.L. に対し、次年度の二軍のチアリーディング・チームでの活動を停止させる処分を下した。これに対し、B.L. は両親とともに、連邦地方裁判所に訴えを提起した。

同裁判所は、一時的な差し止め命令と、B.L. をチアリーディング・チームに復帰させるよう学校に命じる仮処分を認めた上で、B.L. に対する処罰は合衆国憲法修正 1 条に違反すると判示し、B.L. に名目的損害賠償と弁護士費用の請求を認め、学校側に彼女の懲戒記録を削除するよう命じた。これに対し、学校は控訴したが、第 3 巡回区連邦控訴裁は、連邦地裁を支持したため、学校は公立学校の職員が、学校の業務や規律を著しくかつ実質的に乱すような言動を規制できるとする Tinker 判決<sup>2</sup>の基準が、校外で行われる学生の言動にも適用されるか否かを判断することを連邦最高裁に求め、同裁判所に上告したのが本件である。

### 【Breyer 裁判官の法廷意見 (Roberts 長官、Alito、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Kavanaugh、Barrett 各裁判官が同調)】

学校環境の特質の一つとして、連邦最高裁は、学校が時に親の立場 (*in loco parentis*) に立つという事実を強調してきた。第 3 巡回区連邦控訴裁判所とは異なり、当裁判所は学校が生徒の言論を規制することができるという学校環境の特殊性が、校外で行われる言論を規制する際に常に消滅するとは考えない。学校側の規制の利益は、校外の状況においても重要である。学校の規制を必要とする校外での行動として、たとえば特定の個人を対象とした深刻ないじめや嫌がらせ、教師や他の生徒を狙った脅迫、授業や論文執筆、コンピュータの使用、その他のインターネットを用いた学校活動への参加があげられる。しかし、第 3 巡回区連邦控訴裁が示したように、校内言論か校外言論か否かを区別するということは、完全ではないにしても、基本的には、校内における生徒の言論は合衆国憲法修正 1 条によって保障されると判示した Tinker 判決の基準が、校外における生徒の言論には適用されないことを示すことになる。特にコンピュータを使った

---

<sup>2</sup> Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503 (1969).

学習を考えると、学校に関連する多くの校外活動のうち、どれが合衆国憲法修正 1 条によって保護されないのかを正確に判断するのは躊躇する。また、校外における生徒の言論が合衆国憲法修正 1 条によって保護されるか否かということが、生徒の年齢、学校の校外活動の性質、学校自体への影響によって、どのように変化しうるかも、現時点では不明である。したがって、当裁判所は何が「校外」での言論に該当するのか、また、校外での言論に対して合衆国憲法修正 1 条による保護がどの範囲まで及ぶのかについて明らかにしない。

ただ、校外での言論を規制しようとする学校の努力と、校内での言論を規制しようとするそれとを区別する、校外での言論の三つの特徴を挙げることは可能である。第一に、学校は校外での言論活動に関連して、ほとんど親代わりにはならない。「親代わり」の法理は、実の親が生徒を保護、指導、懲戒できない状況下で、学校管理者を生徒の親の代わりとするものであり、校外での発言は通常、学校関係者ではなく親の責任の範囲に入る。第二に、学生の立場からすると、校外での言論規制は、校内での言論規制と組み合わせると、学生が 1 日 24 時間の間に発するすべての言論を含むことになる。つまり、学校側が校外の言論を規制しようとすることに對して、裁判所はより懐疑的にならざるを得ない。なぜなら、そうすることによって、学生はその種の言論を全く行えなくなる可能性があるからである。学校外、または学校のプログラムや活動で行われる政治的、宗教的な言論に関しては、学校側は介入を正当化するために重い立証責任を強いられることになる。第三に、学校は生徒の不人気な (an unpopular) 表現を保護するという利益を有しており、特にその表現が校外で行われる場合はなおさらである。アメリカの公立学校は、民主主義を養う場であり、民主主義は「思想の市場」を保護することによってのみ機能する。この保護には、不人気な考えの保護も含まなければならない。

校外の言論の多くに見られるこれら三つの特徴を総合すると、その特殊性に鑑みて、合衆国憲法修正 1 条が学校に認める権限は縮減する。これらの特徴が、いつ、どこで、どのように、決定的な差異を生じさせるのかについては今後の判決に委ねたい。とはいえ、本件は一つの例を提供することができる。まず、B.L. の言論は、下品な言葉はさておき、その内容はチームのコーチや学校に対する批判であった。この批判は、合衆国憲法修正 1 条の保護から外れない。また、B.L. の言論は、下品ではあるが、合衆国憲法修正 1 条によって保護されない、けんか言葉およびわいせつな言葉ではなかった。そして、B.L. の投稿は、学校の授業時間外に、校外の場所から行われた。彼女は投稿の中で学校を特定したり、下品な言葉や人を罵倒する言葉で学校関係者を標的にしていなかった。加えて、B.L. は個人の携帯電話を通して、Snapchat の友人の私的なサークルからなる聴衆に写真を送信した。以上のような彼女の言論の特徴は、学校自体に当該言論が伝わる危険性があるものの、B.L. の発言を罰することに対する学校の利益を減少させるものである。

しかし、主として、生徒が学校のチームやそのコーチを批判するために下品な言葉を使うことを禁ずる学校の利益についてはどう考えるべきか。この点につき、三つに分けて考えることができる。まず、マナーを教えるという学校の利益を考慮し、その結果、学校コミュニティの一部を狙った下品な言葉の使用を罰することを検討すると、B.L. の Snapchat への投稿は校外で行われたものであり、加えて、B.L. の両親が B.L. の校外での行動を管理することを学校関係者に委任していたとは考えられない。そして、B.L. の投

稿における下品な表現は、学校やチアリーディング界に対する B.L. の苛立ちや批判を表現したものであることに加えて、学校側は、生徒が教室の外で下品な言葉を使うことを防ぐために一般的な努力をしたという証拠を提示していない。これらの事実を総合すると、マナーを教えるという学校の利益は、表現の自由という B.L. が有する利益よりも上回るものとはいえない。第二に、学校側は、教室内でなくとも、学校主催の課外活動の範囲内で混乱を防ごうとしたと主張している。しかし、学校側の行動を正当化するような、学校活動の「実質的な混乱」や他人の権利への危害の脅威を示す証拠を学校側は提示できていない。Tinker 判決が判示したように、「国家が、特定の意見表明の禁止を正当化するには、その行為が、不人気な視点に常に付きまとう不快感や不愉快さを避けたいという単なる欲求以上の何かによって引き起こされたことを示さなければならない」のである。本件において学校側が主張している妨害は、この Tinker 判決において示された厳しい基準を満たすものではない。第三に、学校側は、チームのモラルに対する懸念を示すいくつかの証拠を提示した。しかし、チームの結束を維持するための学校の努力に大きな支障をきたすほど、チームのモラルが著しく低下していることを示す証拠は、ほとんど提示されていない。

結論として、我々は、第 3 巡回区連邦控訴裁の理由づけには賛同しないが、先述した理由により、学校が B.L. の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害したということには同意する。したがって、我々は第 3 巡回区連邦控訴裁の判決を支持する。

#### 【Alito 裁判官の同意意見(Gorsuch 裁判官が同調)】

生徒の言論規制に関する我々の判例はすべて、校内での言論、または校内での言論に相当する言論を扱ったものである。そして、これらの事例において、連邦最高裁は「学校環境の特殊性」が特別な規則を正当化することを当然と考えているようである。なぜ裁判所がこのようなことを当然のこととしたのかは想像に難くない。教師や管理者が校内での言動を規制する権限を持たなければ、学校は効果的に運営できないため、連邦最高裁はこの権限の源泉を明示したり、校内での生徒の言動に適用される特別な規則が、表現の自由に関する判例法のより広い枠組みの中でどのように適合するかを説明する必要がないと考えたのであろう。しかし、生徒が校内におらず、学校のプログラムに参加していないときの発言や書き込みを公立学校が規制する場合、学校側は、なぜ公立学校への入学が生徒の表現の自由を奪うことになるのかという問いに答えなければならない。右の問いに対する妥当な答えは、明示的または黙示的な同意 (consent) であろう。それはつまり、子どもを公立学校に入学させることで、両親は子どもに代わって、子どもの表現の自由の一部を放棄することに同意しているということを意味するといえよう。では、子どもを公立学校に入学させる際、親はどの程度の言論規制の権限を暗黙のうちに学校に委譲しているのか。それは、保護者が、学校が州から命じられた教育的使命を果たすために行使しなければならない権限と、保護者が明示的または黙示的に同意したその他の機能 (例えば子どもが課外活動に参加することなど) を放棄したものと扱わなければならない。

しかし、公立学校による生徒の校外での言論規制は、それとは別の問題である。生徒を公立学校に入学させるという決定は、校外での生徒の言動を規制する権限を学校に与え

ると考えられるが、公立学校に入学すれば、生徒の言動に対する親の権限が公立学校に完全に委ねられるとみなすことはできない。私たちの社会では、子を育て、教育し、人格を形成する第一の権限と義務は、国ではなく親にあるのである。

公立学校への入学が、校外での言論に対する権限の委譲とみなせるか否かは、言論の性質と言論が行われる状況によって異なる。一方で、公立学校の規制権限を超えている言論カテゴリーがあり、これは学校、学校管理者、教師、生徒同士に明示的かつ具体的に向けられたものではなく、政治、宗教、社会関係などの敏感なテーマを含む公共の関心事を取り上げた生徒の言論である。右のような問題に関する言論は、合衆国憲法修正 1 条の保護の中心にあるといえる。仮に学校がこのような言論を規制しようとする場合、学校が指摘しうるのは、重要な問題に関する校外での攻撃的な言論が、生徒の間で論争や反抗を引き起こし、校内での指導や秩序を乱す可能性があるということぐらいであろう。しかし、言論が不快または同意しがたい考えを表明しているというだけで、言論を規制することはできないというのが基本原則である。これは、公共の関心事に関する生徒の校外での言論が控えめで粗野なものであっても同様である。生徒は他のすべての一般市民と同様に政府の規制に対する合衆国憲法修正 1 条の保護を享受することができるのであり、これまで連邦最高裁は、下品で攻撃的な言葉にも合衆国憲法修正 1 条の保護が及ぶと判断している。本件において問題となった言論は、学校と課外活動に対する批判(粗暴なやり方ではあるが)が含まれているに過ぎない。学校やそのプログラムの一つを貶める言論は、特定の個人を批判したり軽蔑したりする言論とは異なるのである。

本日の判決が何らかの教訓を与えるとすれば、それは、多くの種類の校外での生徒の言論に対する規制は、合衆国憲法修正 1 条に違反する可能性があるため、学校側は校外における生徒の言論を規制する場合、慎重になるべきであるということである。

### 【Thomas 裁判官の反対意見】

多数意見は学校の権限の範囲を論じており、これについては私も同意する。しかし、多数意見は、学校が親の代わりに行動するとき、どのような権限を有しているのか、校外での言動に対する学校の権限はどの程度縮減するのか、また、裁判所は言論が校内でなされたものか、校外でなされたものかをどのように判断するのか、という重要な問題を無視し、曖昧な考察を行って結論を導いている。これらの問題をより詳細に検討すれば、学校は歴史的に、今回提示されたような状況で生徒を懲戒することができたことが分かるため、私は反対意見を述べる。

多数意見は関連する歴史を完全に無視している。合衆国憲法修正 14 条批准時の判例や専門書は、公立学校が生徒を懲戒する実質的な権限を保持していたことを明らかにしている。また、生徒が帰宅した後、学校の権限は縮減するが、校外での言動が学校の環境を害する直接的かつ差し迫った傾向 (a direct and immediate tendency) を持つ場合、学校は生徒を懲戒できることはよく知られている。本件において、B.L. の言論が校外で行われたと仮定すると、B.L. の言論の目的と効果は、他の生徒の前で学校のプログラムとチアリーダーのスタッフを貶めることであり、したがって、彼女の言論は、チアリーダーのコーチの権限を損なわせる直接的かつ差し迫った傾向を有していたことになる。その結果、コーチは B.L. を懲戒する権限を有していたといえる。

一方で、連邦最高裁は、長年にわたり、「親代わり」(*in loco parentis*)の歴史的原則に取り組んでこなかった。合衆国憲法修正14条は、公的資金で運営される学校が通常の状態としてではなく、親の代理として委任されて運営されるという法的原則を背景にして批准されたのである。しかし、連邦最高裁は、Tinker 判決において、「親代わり」の理論に言及することなく、生徒が校内において表現の自由を有することは「ほぼ50年間、この法廷の紛れもない判例であった」と宣言したのである。一方、本判決における多数意見は、少なくとも、生徒が校内で発言する場合、学校が親代わりとして行動することは認めているが、多数意見は、この原則の歴史的成立過程、この原則が校外での発言に適用されるか否か、また、裁判所がなぜこの原則を放棄したのかについては言及していない。

Tinker 判決において、裁判所が十分に審理しなかったこと(校外言論にもTinker 判決が適用されるのか否か)が、この事件を不必要に難しくしている。本件は、ある場所でなされた言論が、他のあらゆる場所で受け取られうるという、近年の技術的進歩によって飛躍的に悪化した問題を含んでいるのである。まず、先例は、生徒が課外活動に参加する場合、学校による校外での言論に対する権限はより大きくなる可能性があることを示唆している。つまり、B.L.のように課外活動に積極的に参加している学生は、参加することによって、そのプログラムに害を与える可能性が高いということである。第二に、多数意見は、ソーシャルメディアを通じて言論を発信する学生を懲戒する権限を、学校が縮減させるのではなく、増加させるかどうかを考慮に入れていない。ソーシャルメディアを通じて行われた校外での言論は、校内で受け取られる可能性があるため、校外における対面での会話よりも、学校環境に害を及ぼす近接的傾向(*proximate tendency*)が強くなることが多いといえるだろう。第三に、それに関連して、多数意見は、B.L.の言論が実際には校外で行われたという仮定を無批判に採用している。しかし、言論は移動するため、学校はそれが校外から発せられたものであっても、校内として扱うことができる場合があるのである。

よって、本判決において、B.L.の言論を校外での言論として扱うことには意味がある。B.L.の言論が校内で受け取られたという証拠はほとんどなく、また、実際、チアリーディング・チームのコーチは、B.L.の言論を閲覧していない。しかし、多数意見はこの点について何も言及していない。多数意見は、言論が校外で行われる場合には、生徒の言論を規制する学校側の権限は縮減すると判示したが、この判決は先例から逸脱したものであるため、連邦最高裁は将来、本件のような事例について再度考察することになるだろう。

## 2. 本判決の検討

法廷意見は、本判決以前の連邦最高裁判例において学校が、親の立場に立ち、生徒の言論を規制する権限を学校に与えてきたということについて言及した。法廷意見は、このような学校環境の特殊性の一つが、「親代わり」の法理であると指摘した上で、このような学校環境の特殊性に基づき、校外で行われる生徒の言論に対しても学校は規制することができる場合があると判示した。ただ、法廷意見は、現時点において、学校に関連する多くの校外活動のうち、どれが合衆国憲法修正1条によって保護されない活動に該当するかを正確に判断するのは困難であることから、この点に関する合衆国憲法修正1条の

保護の範囲を明らかにしないと説示した。以上の法廷意見に対し、同意意見を執筆した Alito 裁判官と反対意見を執筆した Thomas 裁判官は、ともに学校が生徒の表現の自由を制限することができる根拠として、法廷意見と同様に「親代わり」の法理について言及しているが、両者は校外における生徒の言論規制について異なる結論を導き出している。

そもそも、この「親代わり」の法理とはどのような考え方なのか。この点に関しては、Thomas 裁判官が Morse 判決<sup>3</sup>における自身の同意意見の中で詳細に説明している。同裁判官によれば、「親代わり」の法理とは、イギリスのコモン・ロー (common law) に根ざした考え方であり、もともと家庭教師および私立学校の法的権利と義務を規律するものであったということである<sup>4</sup>。そして、この法理は、イギリスの法学者である Blackstone により、父親は「自身の親権の一部を子どもの家庭教師や学校の教師に委ねることができ、この場合、学校の教師は親権者となり、親権者の権限の一部を有することになる」と説明されている。続けて、同裁判官は、19 世紀初頭の公教育において、州裁判所が公立学校に対して「親代わり」の法理を適用することにより、学校と教師は懲戒に関してかなりの裁量権を持っていたということに加え、生徒の言論についても学校が規制することは判例により認められていたということを指摘している。他方で、同裁判官は、公教育において、19 世紀と同じように子どもを扱うことは、今日ではほとんど支持されないだろうが、公立学校が生徒の言論全てを容認すべきであるとすることを、憲法上見出すことはできないと批判している。同裁判官は、本判決においても Morse 判決における自身の同意意見を引用し、「親代わり」の法理を根拠として、校外における生徒の言論を学校が規制したとしても生徒の表現の自由を侵害しないと結論づけている。

他方で、本判決において同意意見を執筆した Alito 裁判官も、「親代わり」の法理をもとに説示しているが、Thomas 裁判官とは見解が異なっている。Alito 裁判官は、これまで連邦最高裁が判断した生徒の言論規制に関する事例は、いずれも校内での言論、または校内での言論に相当する言論に関する事例であり、これらの事例において、連邦最高裁は「学校環境の特殊性」を根拠として学校の権限は当然、正当化されると考えていたと説く。そして、連邦最高裁が学校における言論規制を当然のことと考えていたのは、教師や管理者が校内での言動を規制する権限を持たなければ、学校は効果的に運営できないためであり、それゆえ連邦最高裁はこの権限の由来を明示する必要性がないと考えたのであろうと、同裁判官は説示する。しかし、子どもを公立学校に入学させることで、親は子どもに代わって、子どもの表現の自由の一部を放棄することに同意していると捉えることができる一方で、生徒の言動に対する親の権限が公立学校に完全に委ねられるとみ

<sup>3</sup> Morse v. Fredrick, 551 U.S. 393 (2007). Morse 判決の評釈として、中川律「最近の判例 Morse v. Frederick, \_U.S.\_, 127 S. Ct. 2618 (2007)―高校の校外行事で生徒が"BONG HITS 4 JESUS"と書かれた幕を掲げるのを見て、校長が違法薬物使用の唱導だと考え降ろすように命じたが従わなかった生徒の停学処分は、第 1 修正の言論の自由条項に反しない」日米法学会刊『アメリカ法』[2008-1](2008 年)116 頁、青野篤「違法薬物使用の唱導と生徒の言論の自由：アメリカ合衆国連邦最高裁判：Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007)」大分大学経済論集 61 巻 5 号(2010 年)79 頁、田中佑佳「アメリカ公立学校における生徒の表現の自由(一)・(二・完)」阪大法学 62 巻 6 号(2013 年)179 頁、同 63 巻 1 号(2014 年)105 頁などがある。

<sup>4</sup> *Id.* at 413-16 (Thomas, J., concurring).

なすことはできないと、同裁判官は指摘する。よって、同裁判官は、「親代わり」の法理が、校外における生徒の言論規制についての根拠としては適切ではないと説く。ただ、このように Alito 裁判官は説示するものの、何を根拠として、校外における生徒の言論を規制することが許されるのかということについては、法廷意見と同様に明確な基準を提示してはいない。この点については、Thomas 裁判官が批判しているように、近年の技術的な進歩によって、ある場所でなされた言論を他のあらゆる場所において受け取ることが可能となったため、校内でなされた言論か、校外でなされた言論かの区別を明確にすることは困難であるといえよう<sup>5</sup>。しかし、当該言論がどこでなされたのか判別が困難であるとしても、当該言論が合衆国憲法修正 1 条によって保護される言論か否かについて判断することは可能であろう。加えて、当該言論が不快な、あるいは同意しがたい考えを表明しているというだけで言論は抑圧されないというのが合衆国憲法修正 1 条における基本原則である<sup>6</sup>。この点、法廷意見および Alito 裁判官はともに、本判決において問題となった B.L. の投稿について、下品な表現であったが、その内容はチアリーディング・チームのコーチや学校に対する批判であり、右表現は合衆国憲法修正 1 条によって保護される言論であると判示している。また、両者ともに学校は当該言論が不快であるという理由で規制することは許されないという見解を示しており、これらの点については評価できるのではないだろうか。

## おわりに

本判決においては、校外での生徒の言論規制が生徒の合衆国憲法修正 1 条を侵害するか否かが問題となり、この点に関する先行研究は多く存在する。しかし、本稿においては、上記の問題点ではなく、特に Alito 裁判官と Thomas 裁判官がそれぞれの個別意見の中で言及していた「親代わり」の法理について、若干の検討を加えた。学校による校外での生徒の言論規制に関する問題を考察するにあたっては、生徒の表現の自由の問題だけではなく、そもそも学校の権限は生徒との関係でどこまで許容されるのかという点についても考察すべきであると考えているが、この点については今後の研究課題としたい。

---

<sup>5</sup> 学校の権力がどこまで及ぶのかということについては多くの議論がある。この問題についてまとめたものとして、福岡久美子「未成年者の基本的人権—憲法学的考察」(法律文化社、2021年)83-93 頁参照。

<sup>6</sup> *Texas v. Johnson*, 491 U. S. 397, 414 (1989). Erwin Chemerinsky も、表現の自由とは、論争の的となるメッセージや不人気なメッセージを保護することにこそ意味があると述べている。Erwin Chemerinsky, *How Will Morse v. Frederick Be Applied?*, 12 LEWIS & CLARK L. REV. 17, 24 (2008).